

議案第138号

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、236,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,490,467千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		303,772	863	304,635
	1 議会費	303,772	863	304,635
2 総務費		6,702,619	68,062	6,770,681
	1 総務管理費	5,214,333	38,043	5,252,376
	2 徴税費	623,266	△3,407	619,859
	3 戸籍住民基本台帳 費	403,238	13,905	417,143
	4 選挙費	332,376	11,714	344,090
	5 統計調査費	97,241	1,490	98,731
	6 監査委員費	32,165	6,317	38,482
3 民生費		24,209,366	43,450	24,252,816
	1 社会福祉費	8,123,562	5,459	8,129,021
	2 老人福祉費	4,918,582	△1,267	4,917,315
	3 児童福祉費	8,985,159	20,813	9,005,972
	4 生活保護費	2,082,058	9,687	2,091,745
	5 人権政策費	79,883	2,776	82,659
	6 国民年金事務費	20,122	5,982	26,104
4 衛生費		5,137,626	12,885	5,150,511
	1 保健衛生費	2,967,119	△498	2,966,621
	2 清掃費	2,170,507	13,383	2,183,890
6 農林水産業費		1,078,530	2,002	1,080,532
	1 農業費	922,155	△9,442	912,713
	2 林業費	95,882	10,889	106,771
	3 水産業費	60,493	555	61,048
7 商工費		578,607	△2,587	576,020
	1 商工費	578,607	△2,587	576,020
8 観光費		634,044	24,428	658,472
	1 観光費	634,044	24,428	658,472
9 土木費		8,376,155	△16,371	8,359,784
	1 土木管理費	483,529	△11,829	471,700
	2 道路橋梁費	2,593,377	2,584	2,595,961

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	938,836	△4,122	934,714
	5 都市計画費	3,926,055	△3,920	3,922,135
	6 住宅費	394,666	916	395,582
10 消防費		2,742,678	63,517	2,806,195
	1 消防費	2,742,678	63,517	2,806,195
11 教育費		6,685,113	40,608	6,725,721
	1 教育総務費	1,532,843	18,678	1,551,521
	2 小学校費	1,196,183	32	1,196,215
	3 中学校費	733,853	1,753	735,606
	4 幼稚園費	154,926	△10,300	144,626
	5 社会教育費	1,701,185	149	1,701,334
	6 保健体育費	1,366,123	30,296	1,396,419
歳出	合計	62,253,610	236,857	62,490,467

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 繰入金	5,314,050	236,857	5,550,907
歳入合計	62,253,610	236,857	62,490,467

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	303,772	863	304,635
2 総務費	6,702,619	68,062	6,770,681
3 民生費	24,209,366	43,450	24,252,816
4 衛生費	5,137,626	12,885	5,150,511
6 農林水産業費	1,078,530	2,002	1,080,532
7 商工費	578,607	△2,587	576,020
8 観光費	634,044	24,428	658,472
9 土木費	8,376,155	△16,371	8,359,784
10 消防費	2,742,678	63,517	2,806,195
11 教育費	6,685,113	40,608	6,725,721
歳 出 合 計	62,253,610	236,857	62,490,467

2 歳 入

(款) 21 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
21		繰入金	5,314,050	236,857	5,550,907
	1	基金繰入金	5,237,353	236,857	5,474,210
		1 財政調整基金繰入金	3,876,309	236,857	4,113,166

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	236,857	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	議会費	303,772	863	304,635		863
		議会費	303,772	863	304,635		863
		議会費	303,772	863	304,635		863

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 給料	1,027	1 人件費支給事業	1,888
		(1) 一般職員人件費 (議会費)	(1,888)
3 職員手当等	△565	2 議員活動事業	△1,025
4 共済費	401	(1) 議員報酬等経費	(△1,025)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	6,702,619	68,062	6,770,681		68,062
		総務管理費	5,214,333	38,043	5,252,376		38,043
		1 一般管理費	1,663,172	40,740	1,703,912		40,740
	17	市民交流推進費	921,782	△2,697	919,085		△2,697
	2	徴税費	623,266	△3,407	619,859		△3,407
		1 税務総務費	454,503	△3,407	451,096		△3,407
	3	戸籍住民基本台帳費	403,238	13,905	417,143		13,905
		1 戸籍住民基本台帳費	403,238	13,905	417,143		13,905
	4	選挙費	332,376	11,714	344,090		11,714
		1 選挙管理委員会費	27,541	11,714	39,255		11,714
	5	統計調査費	97,241	1,490	98,731		1,490
		1 統計調査総務費	26,195	1,490	27,685		1,490
	6	監査委員費	32,165	6,317	38,482		6,317
		1 監査委員費	32,165	6,317	38,482		6,317

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	11,608	1 人件費支給事業	40,740
2 給料	△1,444	(1) 市長及び副市長人件費	(204)
3 職員手当等	24,350	(2) 一般職員人件費 (一般管理費)	(28,317)
4 共済費	5,356	(3) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(12,219)
8 旅費	870		
2 給料	△2,197	1 人件費支給事業	△2,697
3 職員手当等	△148	(1) 一般職員人件費 (市民交流推進費)	(△2,697)
4 共済費	△352		
1 報酬	△461	1 人件費支給事業	△3,407
2 給料	2,398	(1) 一般職員人件費 (税務総務費)	(△2,629)
3 職員手当等	△6,783	(2) 会計年度任用職員人件費 (税務総務費)	(△778)
4 共済費	1,398		
8 旅費	41		
1 報酬	1,458	1 人件費支給事業	14,678
2 給料	5,537	(1) 一般職員人件費 (戸籍住民基本台帳費)	(12,668)
3 職員手当等	4,682	(2) 会計年度任用職員人件費 (戸籍住民基本台帳費)	(2,010)
4 共済費	2,211	2 戸籍住民基本台帳管理事業	△773
8 旅費	17	(1) 戸籍振り仮名対応経費	(△773)
2 給料	6,542	1 人件費支給事業	11,714
3 職員手当等	3,279	(1) 一般職員人件費 (選挙管理委員会費)	(11,714)
4 共済費	1,893		
2 給料	652	1 人件費支給事業	1,490
3 職員手当等	405	(1) 一般職員人件費 (統計調査総務費)	(1,490)
4 共済費	433		
2 給料	2,592	1 人件費支給事業	6,317
3 職員手当等	2,702	(1) 一般職員人件費 (監査委員費)	(6,317)
4 共済費	1,023		

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	24,209,366	43,450	24,252,816		43,450
	1	社会福祉費	8,123,562	5,459	8,129,021		5,459
		1 社会福祉総務費	2,121,714	5,459	2,127,173		5,459
	2	老人福祉費	4,918,582	△1,267	4,917,315		△1,267
		1 老人福祉推進費	4,918,582	△1,267	4,917,315		△1,267
	3	児童福祉費	8,985,159	20,813	9,005,972		20,813
		1 児童福祉総務費	1,309,462	5,007	1,314,469		5,007
		4 児童福祉施設費	1,778,793	△18,484	1,760,309		△18,484
		6 こども発達支援費	226,999	34,290	261,289		34,290
	4	生活保護費	2,082,058	9,687	2,091,745		9,687
		1 生活保護総務費	182,058	9,687	191,745		9,687
	5	人権政策費	79,883	2,776	82,659		2,776
		1 人権施策管理費	74,807	2,776	77,583		2,776

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	3,643	1 人件費支給事業 5,459 (1) 一般職員人件費 (社会福祉総務費) (△3,372)
2 給料	△1,590	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会福祉総務費) (8,831)
3 職員手当等	2,249	
4 共済費	794	
8 旅費	363	
27 繰出金	△1,267	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 △3,699 (1) 事務費繰出金 (△3,699)
		2 介護保険特別会計繰出金 2,432 (1) 職員給与費等繰出金 (2,432)
1 報酬	△553	1 人件費支給事業 10,066 (1) 一般職員人件費 (児童福祉総務費) (7,349)
2 給料	3,663	(2) 会計年度任用職員人件費 (児童福祉総務費) (2,717)
3 職員手当等	1,198	2 保育対策推進事業 △5,059 (1) 医療的ケア児童保育支援事業 (△5,059)
4 共済費	632	
8 旅費	67	
1 報酬	△6,907	1 人件費支給事業 12,073 (1) 一般職員人件費 (児童福祉施設費) (△5,616)
2 給料	△10,111	(2) 会計年度任用職員人件費 (児童福祉施設費) (17,689)
3 職員手当等	121	2 市立保育所各種保育事業 △30,557 (1) 市立保育所特別保育事業 (△5,723)
4 共済費	△348	(2) 市立保育所特別支援保育事業 (△28,717)
8 旅費	△1,239	(3) 地域子育て支援センター事業 (3,883)
1 報酬	676	1 人件費支給事業 39,734 (1) 一般職員人件費 (こども発達支援費) (38,989)
2 給料	16,052	(2) 会計年度任用職員人件費 (こども発達支援費) (745)
3 職員手当等	12,558	2 児童発達支援センター管理運営事業 △5,444 (1) おおぞら児童園運営事業 (△4,465)
4 共済費	5,141	(2) 障害児相談支援事業 (△979)
8 旅費	△137	
1 報酬	2,150	1 人件費支給事業 9,687 (1) 一般職員人件費 (生活保護総務費) (6,727)
2 給料	2,840	(2) 会計年度任用職員人件費 (生活保護総務費) (2,960)
3 職員手当等	2,836	
4 共済費	1,861	
1 報酬	60	1 人件費支給事業 2,593

(款) 3 民生費
 (項) 5 人権政策費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	国民年金事務費	20,122	5,982	26,104		5,982
	1	国民年金総務費	20,122	5,982	26,104		5,982

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	1,584	(1) 一般職員人件費 (人権施策管理費)	(2,959)
3 職員手当等	540	(2) 会計年度任用職員人件費 (人権施策管理費)	(△366)
4 共済費	635	2 市民館等管理運営事業	183
8 旅費	△43	(1) 市民館管理一般事業	(183)
2 給料	3,252	1 人件費支給事業	5,982
3 職員手当等	1,822	(1) 一般職員人件費 (国民年金総務費)	(5,982)
4 共済費	908		

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	5,137,626	12,885	5,150,511		12,885
		保健衛生費	2,967,119	△498	2,966,621		△498
		1 保健衛生総務費	591,757	4,952	596,709		4,952
		2 保健センター費	1,311,126	△6,890	1,304,236		△6,890
		5 母子保健推進費	233,669	1,440	235,109		1,440
	2	清掃費	2,170,507	13,383	2,183,890		13,383
		1 清掃総務費	1,198,227	3,835	1,202,062		3,835
		3 じん芥処理費	958,153	9,548	967,701		9,548

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	3,959	1 人件費支給事業 4,952 (1) 一般職員人件費 (保健衛生総務費) (37)
2 給料	△458	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健衛生総務費) (4,915)
3 職員手当等	893	
4 共済費	491	
8 旅費	67	
1 報酬	△319	1 人件費支給事業 △6,890 (1) 一般職員人件費 (保健センター費) (△6,520)
2 給料	△4,262	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健センター費) (△370)
3 職員手当等	△1,511	
4 共済費	△781	
8 旅費	△17	
1 報酬	1,607	1 子育て世代包括支援事業 1,293 (1) 妊娠出産支援事業 (705)
2 給料	△301	(2) 出産・子育て応援事業 (588)
3 職員手当等	△67	2 子育て支援事業 147 (1) 新生児等訪問指導事業 (147)
4 共済費	201	
1 報酬	2,557	1 人件費支給事業 3,835 (1) 一般職員人件費 (清掃総務費) (722)
2 給料	△783	(2) 会計年度任用職員人件費 (清掃総務費) (3,113)
3 職員手当等	1,714	
4 共済費	281	
8 旅費	66	
2 給料	5,755	1 人件費支給事業 9,548 (1) 一般職員人件費 (じん芥処理費) (9,548)
3 職員手当等	1,876	
4 共済費	1,917	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	1,078,530	2,002	1,080,532		2,002
	1	農業費	922,155	△9,442	912,713		△9,442
	1	農業委員会費	55,654	767	56,421		767
	2	農業総務費	111,715	△10,576	101,139		△10,576
	4	農業用施設管理費	178,227	367	178,594		367
	2	林業費	95,882	10,889	106,771		10,889
	1	林業総務費	6,065	10,889	16,954		10,889
	3	水産業費	60,493	555	61,048		555
	1	水産総務費	24,890	555	25,445		555

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	94	1 人件費支給事業 767 (1) 一般職員人件費 (農業委員会費) (767)
3 職員手当等	527	
4 共済費	146	
2 給料	△8,325	1 人件費支給事業 △10,576 (1) 一般職員人件費 (農業総務費) (△10,581)
3 職員手当等	△575	(2) 会計年度任用職員人件費 (農業総務費) (5)
4 共済費	△1,676	
8 旅費	367	1 農業生産基盤保全管理事業 367 (1) 多面的機能支払交付金事業 (367)
2 給料	5,278	1 人件費支給事業 10,889 (1) 一般職員人件費 (林業総務費) (10,889)
3 職員手当等	3,770	
4 共済費	1,841	
2 給料	380	1 人件費支給事業 555 (1) 一般職員人件費 (水産総務費) (555)
3 職員手当等	△14	
4 共済費	189	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	578,607	△2,587	576,020		△2,587
		商工費	578,607	△2,587	576,020		△2,587
	1	商工総務費	106,980	△2,587	104,393		△2,587

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 報酬	233	1 人件費支給事業	△2,883
		(1) 一般職員人件費 (商工総務費)	(△2,883)
2 給料	△1,239	2 消費生活関連事業	296
3 職員手当等	△1,313	(1) 消費生活センター運営事業	(296)
4 共済費	△285		
8 旅費	17		

(款) 8 観光費
(項) 1 観光費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8	1	観光費	634,044	24,428	658,472		24,428
		観光費	634,044	24,428	658,472		24,428
		1 観光総務費	179,936	24,428	204,364		24,428

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 報酬	738	1 人件費支給事業	24,428
		(1) 一般職員人件費（観光総務費）	(22,715)
2 給料	13,470	(2) 会計年度任用職員人件費（観光総務費）	(1,713)
3 職員手当等	5,372		
4 共済費	4,771		
8 旅費	77		

(款) 9 土木費
(項) 1 土木管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9	1	土木費	8,376,155	△16,371	8,359,784		△16,371
		土木管理費	483,529	△11,829	471,700		△11,829
		1 土木総務費	483,529	△11,829	471,700		△11,829
	2	道路橋梁費	2,593,377	2,584	2,595,961		2,584
		1 道路橋梁総務費	167,268	2,584	169,852		2,584
	3	河川費	938,836	△4,122	934,714		△4,122
		1 河川総務費	66,568	△4,122	62,446		△4,122
	5	都市計画費	3,926,055	△3,920	3,922,135		△3,920
		1 都市計画総務費	2,197,415	△3,920	2,193,495		△3,920
	6	住宅費	394,666	916	395,582		916
		1 住宅管理費	261,037	916	261,953		916

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	4,159	1 人件費支給事業 △11,829
2 給料	△9,793	(1) 一般職員人件費 (土木総務費) (△15,184)
3 職員手当等	△4,599	(2) 会計年度任用職員人件費 (土木総務費) (3,355)
4 共済費	△1,712	
8 旅費	116	
2 給料	3,823	1 人件費支給事業 2,584
3 職員手当等	△2,416	(1) 一般職員人件費 (道路橋梁総務費) (2,541)
4 共済費	1,147	(2) 会計年度任用職員人件費 (道路橋梁総務費) (43)
8 旅費	30	
2 給料	△1,714	1 人件費支給事業 △4,122
3 職員手当等	△2,352	(1) 一般職員人件費 (河川総務費) (△4,122)
4 共済費	△56	
2 給料	△1,686	1 人件費支給事業 △3,920
3 職員手当等	△2,466	(1) 一般職員人件費 (都市計画総務費) (△3,626)
4 共済費	232	(2) 会計年度任用職員人件費 (都市計画総務費) (△294)
1 報酬	△1,400	1 人件費支給事業 916
2 給料	252	(1) 一般職員人件費 (住宅管理費) (2,122)
3 職員手当等	2,214	(2) 会計年度任用職員人件費 (住宅管理費) (△1,206)
4 共済費	△116	
8 旅費	△34	

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

10	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消防費	2,742,678	63,517	2,806,195		63,517
		消防費	2,742,678	63,517	2,806,195		63,517
	1	常備消防費	2,284,469	61,017	2,345,486		61,017
	2	非常備消防費	112,436	2,500	114,936		2,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 給料	27,485	1 人件費支給事業	61,017
3 職員手当等	15,865	(1) 消防職員人件費	(61,017)
4 共済費	17,667		
1 報酬	2,500	1 非常備消防管理事業	2,500
		(1) 消防団員報酬等経費	(2,500)

(款) 11 教育費
(項) 1 教育総務費

11	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	6,685,113	40,608	6,725,721		40,608
1	教育総務費	1,532,843	18,678	1,551,521		18,678
	2 事務局費	422,568	44,464	467,032		44,464
	3 教育振興費	580,398	1,406	581,804		1,406
	4 教育研究所費	490,292	△27,507	462,785		△27,507
	5 人権教育費	33,581	315	33,896		315
2	小学校費	1,196,183	32	1,196,215		32
	1 小学校管理費	618,190	32	618,222		32
3	中学校費	733,853	1,753	735,606		1,753
	1 中学校管理費	647,610	1,753	649,363		1,753
4	幼稚園費	154,926	△10,300	144,626		△10,300
	1 幼稚園費	154,926	△10,300	144,626		△10,300
5	社会教育費	1,701,185	149	1,701,334		149
	1 社会教育総務費	158,312	149	158,461		149
6	保健体育費	1,366,123	30,296	1,396,419		30,296
	1 保健体育総務費	150,698	15,309	166,007		15,309
	3 学校給食費	749,241	14,987	764,228		14,987

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
2	給料		22,990	1 人件費支給事業 44,464
3	職員手当等		14,909	(1) 教育長給 (△1,435)
4	共済費		6,565	(2) 一般職員人件費 (事務局費) (47,549)
				(3) 会計年度任用職員人件費 (事務局費) (△1,650)
2	給料		131	1 読書活動推進事業 1,406
3	職員手当等		986	(1) 子ども読書推進事業 (1,406)
4	共済費		289	
2	給料		△13,524	1 人件費支給事業 △27,507
3	職員手当等		△9,813	(1) 一般職員人件費 (教育研究所費) (△27,507)
4	共済費		△4,170	
2	給料		110	1 人件費支給事業 315
3	職員手当等		137	(1) 一般職員人件費 (人権教育費) (315)
4	共済費		68	
3	職員手当等		△48	1 教育職員人件費支給事業 32
8	旅費		80	(1) 教育職員人件費 (小学校管理費) (△48)
				(2) 会計年度任用職員人件費 (小学校管理費) (80)
2	給料		853	1 教育職員人件費支給事業 1,753
3	職員手当等		520	(1) 教育職員人件費 (中学校管理費) (1,753)
4	共済費		380	
2	給料		△5,406	1 教育職員人件費支給事業 △10,300
3	職員手当等		△2,655	(1) 教育職員人件費 (幼稚園費) (△7,670)
4	共済費		△2,239	(2) 会計年度任用職員人件費 (幼稚園費) (△2,630)
1	報酬		2,411	1 人件費支給事業 149
2	給料		△3,238	(1) 一般職員人件費 (社会教育総務費) (△3,340)
3	職員手当等		533	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会教育総務費) (3,489)
4	共済費		154	
8	旅費		289	
2	給料		7,534	1 人件費支給事業 15,309
3	職員手当等		5,081	(1) 一般職員人件費 (保健体育総務費) (15,309)
4	共済費		2,694	
2	給料		6,365	1 教育職員人件費支給事業 14,987

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	6,137	(1) 教育職員人件費 (学校給食費) (14,987)
4 共済費	2,485	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		38,928	30	16,793 (4.65)	26,844	82,595	9,565	92,160	
	議 員	24	127,588			44,694 (3.50)		172,282	33,410	205,692	
	その他の 特別職	3,129	192,100					192,100	453	192,553	
	計	3,157	319,688	38,928	30	61,487	26,844	446,977	43,428	490,405	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,909 (4.60)	26,844	83,747	9,644	93,391	
	議 員	24	127,588			45,719 (3.45)		173,307	33,410	206,717	
	その他の 特別職	3,129	189,600					189,600	453	190,053	
	計	3,157	317,188	38,928	66	63,628	26,844	446,654	43,507	490,161	
比 較	長 等	0		0	△ 36	△ 1,116	0	△ 1,152	△ 79	△ 1,231	
	議 員	0	0			△ 1,025		△ 1,025	0	△ 1,025	
	その他の 特別職	0	2,500					2,500	0	2,500	
	計	0	2,500	0	△ 36	△ 2,141	0	323	△ 79	244	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,067) 1,043	1,906,026	4,126,743	3,042,042	9,074,811	1,680,791	10,755,602	
補 正 前	(1,044) 1,054	1,880,407	4,052,155	2,956,394	8,888,956	1,628,243	10,517,199	
比 較	(23) △11	25,619	74,588	85,648	185,855	52,548	238,403	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後		88,792	117,157	65,084	48,042	2,037,793	379,789
補 正 前		87,083	116,390	63,836	44,670	1,982,777	370,590	69,127
比 較		1,709	767	1,248	3,372	55,016	9,199	2,413
職員手当の内訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	
	補 正 後	34,342	69,564	13,965	28,305	12,102	75,567	
	補 正 前	33,607	68,484	15,684	30,454	2,151	71,541	
	比 較	735	1,080	△1,719	△2,149	9,951	4,026	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(46) 1,024		4,092,729	2,733,043	6,825,772	1,342,030	8,167,802	
補 正 前	(49) 1,035		4,016,461	2,647,723	6,664,184	1,287,797	7,951,981	
比 較	(△3) △11		76,268	85,320	161,588	54,233	215,821	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後		88,100	117,157	63,890	48,042	1,734,271	377,440
補 正 前		86,364	116,390	62,829	44,670	1,679,892	367,821	69,127
比 較		1,736	767	1,061	3,372	54,379	9,619	2,413
職員手当の内訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	
	補 正 後	34,342	69,564	13,965	28,295	10,870	75,567	
	補 正 前	33,607	68,484	15,684	30,395	919	71,541	
	比 較	735	1,080	△1,719	△2,100	9,951	4,026	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,021) 19	1,906,026	34,014	308,999	2,249,039	338,761	2,587,800	
補 正 前	(995) 19	1,880,407	35,694	308,671	2,224,772	340,446	2,565,218	
比 較	(26) 0	25,619	△1,680	328	24,267	△1,685	22,582	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	692	1,194	303,522	2,349	10
	補 正 前	719	1,007	302,885	2,769	59
	比 較	△27	187	637	△420	△49

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		給与改定に伴う増減分			
給料	76,268	給与改定に伴う増減分	131,601		・令和7年度 給料の改定率 3.34% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△55,333		
職員手当	85,320	給与改定に伴う増減分	90,995		
		職員の異動等に伴う増減分	△5,675		

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区分	平均給料月額(円)	一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職
		令和7年11月1日現在	333,003	319,941	227,800
	平均年齢(歳、月)	42.6	38.10	54.9	50.7
令和7年2月1日現在	327,491	309,567	219,500	295,421	
	平均年齢(歳、月)	43.3	39.0	51.9	50.3

イ 初任給

区分	職別	一般行政職 (円)	消防職 (円)	特定業務等従事 任期付職員 (円)	技能労務職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
		補正後	高校卒	213,100	225,600	227,800
	大学卒	237,600	245,800	227,800	—	232,000
補正前	高校卒	201,000	213,600	219,500	199,000	188,000
	大学卒	225,600	234,400	219,500	—	220,000

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		消防職 (一般職給料表)		特定業務等従事 任期付職員 (特定業務等従事 任期付職員給料表)		技能労務職 (技能労務職給料表)		
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	
		令和7年11月1日現在	1級	82	11.4	23	10.8	1級		1級
	2級	(13) 127	(54.2) 17.7	(5) 32	(62.5) 15.0	2級	7	2級	(14) 10	(100.0) 11.8
	3級	182	25.3	87	40.9	3級		3級	19	22.3
	4級	(11) 132	(45.8) 18.4	(3) 32	(37.5) 15.0	4級		4級	13	15.3
	5級	96	13.3	23	10.8	5級		5級	40	47.1
	6級	64	8.9	13	6.1	6級				
	7級	24	3.3	2	0.9	7級				
	8級	12	1.7	1	0.5	8級				
	計	(24) 719	(100.0) 100.0	(8) 213	(100.0) 100.0	計	7	100.0	(14) 85	(100.0) 100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		消防職 (一般職給料表)		特定業務等従事 任期付職員 (特定業務等従事 任期付職員給料表)		技能労務職 (技能労務職給料表)		
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	
令和7年2月1日現在	1級	62	8.9	23	11.1	1級		1級	6	6.6
	2級	(15) 123	(60.0) 17.6	(8) 33	(72.7) 15.9	2級	8	2級	(9) 7	(100.0) 7.7
	3級	186	26.6	83	40.1	3級		3級	17	18.7
	4級	(10) 134	(40.0) 19.2	(3) 29	(27.3) 14.0	4級		4級	18	19.8
	5級	98	14.0	22	10.6	5級		5級	43	47.2
	6級	64	9.2	13	6.3	6級				
	7級	20	2.8	3	1.5	7級				
	8級	12	1.7	1	0.5	8級				
	計	(25) 699	(100.0) 100.0	(11) 207	(100.0) 100.0	計	8	100.0	(9) 91	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第139号

令和7年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和7年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,482,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		1,233,855	4,064	1,237,919
	2 基金繰入金	330,000	4,064	334,064
6 繰越金		57,721	1,001	58,722
	1 繰越金	57,721	1,001	58,722
歳入合計		12,477,281	5,065	12,482,346

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	1,233,855	4,064	1,237,919
6 繰越金	57,721	1,001	58,722
歳入合計	12,477,281	5,065	12,482,346

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	190,989	4,768	195,757
4 保健事業費	177,754	297	178,051
歳出合計	12,477,281	5,065	12,482,346

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				4,768
				297
				5,065

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
5		繰入金	1,233,855	4,064	1,237,919
	2	基金繰入金	330,000	4,064	334,064
		1	財政調整基金繰入金	330,000	4,064
6		繰越金	57,721	1,001	58,722
	1	繰越金	57,721	1,001	58,722
		1	繰越金	57,721	1,001

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,064	1 財政調整基金繰入金
1 前年度繰越金	1,001	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	総務費	190,989	4,768	195,757		4,768
		総務管理費	179,486	4,768	184,254		4,768
		1 一般管理費	147,245	4,768	152,013		4,768
4	1	保健事業費	177,754	297	178,051		297
		特定健康診査等事業費	153,708	297	154,005		297
		1 特定健康診査等事業費	153,708	297	154,005		297

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,723	1 人件費支給事業 4,768 (1) 一般職員人件費 (一般管理費) (4,768)
3 職員手当等	2,074	
4 共済費	971	
2 給料	171	1 特定保健指導事業費 297 (1) 特定保健指導事業費 (297)
3 職員手当等	56	
4 共済費	70	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	14	27,072	53,732	38,382	119,186	22,001	141,187	
補正前	14	27,072	51,838	36,432	115,342	20,960	136,302	
比較	0	0	1,894	1,950	3,844	1,041	4,885	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		1,121	1,200	742	972	27,792	5,458
補正前		1,064	726	596	648	26,821	5,950	588
比較		57	474	146	324	971	△492	480
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)						
	補正後	5						
	補正前	15						
	比較	△10						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	14		53,732	33,273	87,005	17,353	104,358	
補正前	14		51,838	31,323	83,161	16,312	99,473	
比較	0		1,894	1,950	3,844	1,041	4,885	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		1,121	1,200	742	972	22,683	5,458
補正前		1,064	726	596	648	21,712	5,950	588
比較		57	474	146	324	971	△492	480
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)						
	補正後	5						
	補正前	15						
	比較	△10						

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	1,894	給与改定に伴う増減分	1,823	・令和7年度 給料の改定率 3.53% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	71	
職員手当	1,950	給与改定に伴う増減分	1,219	
		職員の異動等に伴う増減分	731	

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和7年11月1日現在	平均給料月額(円)	318,971
	平均年齢(歳、月)	38.5
令和7年2月1日現在	平均給料月額(円)	307,721
	平均年齢(歳、月)	37.11

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	213,100	200,300
	大学卒	237,600	232,000
補正前	高校卒	201,000	188,000
	大学卒	225,600	220,000

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1級	2	14.3
	2級	4	28.6
	3級	3	21.4
	4級	3	21.4
	5級		
	6級	2	14.3
	7級		
	8級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年2月1日現在	1級	2	14.4
	2級	4	28.6
	3級	3	21.4
	4級	3	21.4
	5級	1	7.1
	6級	1	7.1
	7級		
	8級		
	計	14	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第140号

令和7年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,699千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,881,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		2,209,298	△3,699	2,205,599
	1 一般会計繰入金	2,209,298	△3,699	2,205,599
歳入合計		3,885,457	△3,699	3,881,758

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	2,209,298	△3,699	2,205,599
歳入合計	3,885,457	△3,699	3,881,758

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	81,651	△3,699	77,952
歳出合計	3,885,457	△3,699	3,881,758

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				△3,699
				△3,699

2 歳 入

(款) 2 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2		繰入金	2,209,298	△3,699	2,205,599
	1	一般会計繰入金	2,209,298	△3,699	2,205,599
		1 一般会計繰入金	2,209,298	△3,699	2,205,599

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△3,699	1 市事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	81,651	△3,699	77,952		△3,699
	1	総務管理費	74,749	△3,699	71,050		△3,699
		1 一般管理費	74,749	△3,699	71,050		△3,699

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△2,090	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (一般管理費)
3 職員手当等	△1,403	
4 共済費	△206	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 6	7,640	21,095	13,553	42,288	8,155	50,443	
補正前	(3) 6	7,640	23,185	14,596	45,421	8,361	53,782	
比較	(0) 0	0	△2,090	△1,043	△3,133	△206	△3,339	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正後		423	0	154	312	10,481	0
補正前		481	336	206	0	10,896	480	14
比較		△58	△336	△52	312	△415	△480	△14

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		18,567	11,356	29,923	6,116	36,039	
補正前	5		20,657	12,399	33,056	6,322	39,378	
比較	0		△2,090	△1,043	△3,133	△206	△3,339	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正後		372	0	124	312	8,538	0
補正前		430	336	176	0	8,953	480	14
比較		△58	△336	△52	312	△415	△480	△14

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△2,090	給与改定に伴う増減分	562	・令和7年度 給料の改定率 3.18% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△2,652	
職員手当	△1,043	給与改定に伴う増減分	425	
		職員の異動等に伴う増減分	△1,468	

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和7年11月1日現在	平均給料月額(円)	344,660
	平均年齢(歳、月)	42.6
令和7年2月1日現在	平均給料月額(円)	343,380
	平均年齢(歳、月)	43.5

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	213,100	200,300
	大学卒	237,600	232,000
補正前	高校卒	201,000	188,000
	大学卒	225,600	220,000

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1級		
	2級		
	3級	2	40.0
	4級	3	60.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	5	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年2月1日現在	1級		
	2級		
	3級	2	40.0
	4級	2	40.0
	5級		
	6級	1	20.0
	7級		
	8級		
	計	5	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第141号

令和7年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,620,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,734,637	2,432	2,737,069
歳入合計	15,618,029	2,432	15,620,461

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	323,843	2,432	326,275
歳出合計	15,618,029	2,432	15,620,461

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				2,432
				2,432

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
6		繰入金	2,734,637	2,432	2,737,069
	1	一般会計繰入金	2,393,093	2,432	2,395,525
	2	その他一般会計繰入金	322,377	2,432	324,809

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	2,432	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	323,843	2,432	326,275		2,432
	1	総務管理費	238,100	2,432	240,532		2,432
		1 一般管理費	232,083	2,432	234,515		2,432

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△909	1 人件費支給事業 2,432 (1) 一般職員人件費 (一般管理費) (6,065)
3 職員手当等	2,494	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費) (△3,633)
4 共済費	767	
8 旅費	80	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(38) 14	83,004	50,895	48,933	182,832	32,240	215,072	
補正前	(38) 15	83,004	51,804	46,799	181,607	31,473	213,080	
比 較	(0) △1	0	△909	2,134	1,225	767	1,992	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後		1,068	1,436	485	301	39,106	5,399
補正前		1,081	1,122	608	648	37,542	4,694	28
比 較		△13	314	△123	△347	1,564	705	34

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	14		50,895	32,274	83,169	16,650	99,819	
補正前	14		49,392	29,293	78,685	15,429	94,114	
比 較	0		1,503	2,981	4,484	1,221	5,705	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後		1,068	1,436	485	301	22,447	5,399
補正前		1,032	1,122	552	648	20,389	4,446	28
比 較		36	314	△67	△347	2,058	953	34

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(38) 0	83,004	0	16,659	99,663	15,590	115,253	
補正前	(38) 1	83,004	2,412	17,506	102,922	16,044	118,966	
比 較	(0) △1	0	△2,412	△847	△3,259	△454	△3,713	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		0	0	16,659
補正前		49	56	17,153	248
比 較		△49	△56	△494	△248

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,503	給与改定に伴う増減分	1,743	・令和7年度 給料の改定率 3.59% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△240	
職 員 手 当	2,981	給与改定に伴う増減分	1,218	
		職員の異動等に伴う増減分	1,763	

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和7年11月1日現在	平均給料月額(円)	315,264
	平均年齢(歳、月)	37.7
令和7年2月1日現在	平均給料月額(円)	304,436
	平均年齢(歳、月)	37.5

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	213,100	200,300
	大学卒	237,600	232,000
補正前	高校卒	201,000	188,000
	大学卒	225,600	220,000

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1級	2	14.3
	2級	5	35.7
	3級	2	14.3
	4級	1	7.1
	5級	2	14.3
	6級	2	14.3
	7級		
	8級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年2月1日現在	1級	2	14.3
	2級	5	35.7
	3級	2	14.3
	4級	3	21.4
	5級		
	6級	2	14.3
	7級		
	8級		
	計	14	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第142号

令和7年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第2号)

令和7年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、575,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	10	906	916
歳入合計	574,538	906	575,444

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費	574,475	906	575,381
歳出合計	574,538	906	575,444

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			906	
			906	

2 歳 入

(款) 3 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
3		繰越金	10	906	916
	1	繰越金	10	906	916
		1 繰越金	10	906	916

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	906	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 観光交通対策事業費
(項) 1 管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		観光交通対策事業費	574,475	906	575,381	906	
	1	管理費	574,475	906	575,381	906	
		1 管理費	574,475	906	575,381	その他 906	

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	540	1 人件費支給事業	906
		(1) 一般職員人件費 (管理費)	(864)
3 職員手当等	150	(2) 会計年度任用職員人件費 (管理費)	(42)
4 共済費	197		
8 旅費	19		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 3	2,579	13,045	9,165	24,789	4,635	29,424	
補正前	(1) 3	2,579	12,505	9,015	24,099	4,438	28,537	
比 較	(0) 0	0	540	150	690	197	887	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後		283	187	116	1,615	480
補正前		264	108	440	1,747	0	0
比 較		19	79	△324	△132	480	28

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3		13,045	8,689	21,734	4,183	25,917	
補正前	3		12,505	8,539	21,044	4,009	25,053	
比 較	0		540	150	690	174	864	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補正後		283	187	116	1,615	480
補正前		264	108	440	1,747	0	0
比 較		19	79	△324	△132	480	28

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)	2,579	0	476	3,055	452	3,507	
補正前	(1)	2,579	0	476	3,055	429	3,484	
比 較	(0)	0	0	0	0	23	23	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	540	給与改定に伴う増減分	441	・令和7年度 給料の改定率 3.63% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	99	
職員手当	150	給与改定に伴う増減分	305	
		職員の異動等に伴う増減分	△155	

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和7年11月1日現在	平均給料月額(円)	310,167
	平均年齢(歳、月)	35.11
令和7年2月1日現在	平均給料月額(円)	296,367
	平均年齢(歳、月)	34.5

イ 初任給

区 分		一般行政職 (円)	国の制度 一般行政職(円)
補正後	高校卒	213,100	200,300
	大学卒	237,600	232,000
補正前	高校卒	201,000	188,000
	大学卒	225,600	220,000

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1級	1	33.3
	2級	1	33.3
	3級		
	4級		
	5級		
	6級	1	33.3
	7級		
	8級		
	計	3	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和7年2月1日現在	1級		
	2級	2	66.7
	3級		
	4級		
	5級	1	33.3
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第143号

令和7年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,890,989	169,812	9,060,801
第1項	医業費用	8,462,864	168,668	8,631,532
第2項	健診費用	252,131	1,144	253,275

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,756,709	169,812	4,926,521

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

令和 7 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			8,890,989	169,812	9,060,801	
	1. 医業費用		8,462,864	168,668	8,631,532	
		1. 給 与 費	4,626,520	168,668	4,795,188	給 料 56,426 手 当 等 57,797 法定福利費 8,014 退職給付費 46,431
	2. 健診費用		252,131	1,144	253,275	
		1. 給 与 費	166,149	1,144	167,293	給 料 513 手 当 等 540 法定福利費 91

令和7年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△692,148
減価償却費	651,597
長期貸付金免除額	22,581
退職給付引当金の増加額	163,421
賞与引当金の増加額	31,112
法定福利費引当金の増加額	4,451
貸倒引当金の増加額	146
長期前受金戻入額	△300,013
支払利息	59,173
固定資産除却費	3,000
未収金の減少額	102,082
未払金の減少額	△9,297
たな卸資産の減少額	522
その他流動負債の減少額	△2,631
小計	33,996
利息の支払額	△59,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	△25,177

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△561,886
土地の売却による収入	3,562
長期貸付金による支出	△24,960
長期貸付金の返還による収入	864
基金繰入金による収入	24,960
基金積立金による減少額	△28,824
一般会計からの繰入金による収入	264,949
寄附金による収入	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△318,335

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入による収入	1,000,000
一時借入の償還による支出	△1,000,000
建設改良企業債による収入	400,000
建設改良企業債の償還による支出	△508,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	△108,008

資金減少額 △451,520

資金期首残高 1,326,338

資金期末残高 874,818

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(186) 439	688,465	1,737,836	1,839,418	4,265,719	659,802	1,000	4,926,521
補 正 前	1	(186) 439	688,465	1,680,897	1,734,650	4,104,012	651,697	1,000	4,756,709
比 較	0	(0) 0	0	56,939	104,768	161,707	8,105	0	169,812

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	83,491	39,717	26,598	31,578	818,405	205,646
	補 正 前	80,626	39,717	26,598	31,578	771,338	199,344
	比 較	2,865	0	0	0	47,067	6,302
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	36,769	20,168	434	13,783	398,794	164,035
	補 正 前	35,619	20,168	434	12,830	398,794	117,604
	比 較	1,150	0	0	953	0	46,431

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(2) 425	1,695,406	1,768,674	3,464,080	578,197	1,000	4,043,277
補 正 前	1	(2) 425	1,638,467	1,663,906	3,302,373	570,092	1,000	3,873,465
比 較	0	(0) 0	56,939	104,768	161,707	8,105	0	169,812

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	82,641	39,717	25,488	31,578	761,505	204,582
	補 正 前	79,776	39,717	25,488	31,578	714,438	198,280
	比 較	2,865	0	0	0	47,067	6,302
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	34,717	20,168	434	13,783	393,509	160,552
	補 正 前	33,567	20,168	434	12,830	393,509	114,121
	比 較	1,150	0	0	953	0	46,431

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
	補 正 後	0	(184) 14	688,465	42,430	70,744	801,639	81,605
補 正 前	0	(184) 14	688,465	42,430	70,744	801,639	81,605	883,244
比 較	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後		850	1,110	56,900	1,064	2,052	5,285
補 正 前		850	1,110	56,900	1,064	2,052	5,285	3,483
比 較		0	0	0	0	0	0	0

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給料	56,939	給与改定に伴う増加分	56,939		・令和7年度 給料の改定率 3.16% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
手当	104,768	給与改定に伴う増加分	104,768		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		医 師	医 療 技 術 員	看 護 師	准 看 護 師	事 務 員
令和7年 11月1日 現 在	平均給料月額 (円)	480,555	322,934	311,846	332,633	326,073
	平均年齢 (歳、月)	41.9	39.8	38.11	60.1	41.7
令和7年 2月1日 現 在	平均給料月額 (円)	482,242	314,429	304,927	283,325	312,242
	平均年齢 (歳、月)	42.1	39.11	39.10	60.8	42.9

イ 初任給

区 分		医 師	医 療 技 術 員	看 護 師	准 看 護 師	事 務 員
市 の 制 度	高 校 卒 (円)				養成所卒219,400	213,100
	短 大 卒 (円)		2卒 232,000 3卒 242,000	2卒 237,600 3卒 242,000		
	大 学 卒 (円)	博士修了380,800 6卒 355,700	4卒 247,500 6卒 265,000	247,500		237,600
国 の 制 度	高 校 卒 (円)				養成所卒221,700	200,300
	短 大 卒 (円)		2卒 220,700 3卒 232,900	2卒 254,700 3卒 263,400		
	大 学 卒 (円)	博士修了380,800 6卒 305,600	4卒 239,800 6卒 256,000	266,900		総合職242,000 一般職232,000

ウ 級別職員数

区 分	級	医 師		医 療 技 術 員		看 護 師		准 看 護 師		事 務 員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 11月1日 現 在	1級	20	37.0	1	1.0	9	3.8			4	14.8
	2級	9	16.7	33	34.4	93	39.3			(1) 3	(100.0) 11.1
	3級	17	31.5	37	38.6	90	38.0	3	100.0	9	33.4
	4級	4	7.4	17	17.7	25	10.5			2	7.4
	5級	4	7.4	3	3.1	17	7.2			3	11.1
	6級			4	4.2	2	0.8			4	14.8
	7級			1	1.0					1	3.7
	8級					1	0.4			1	3.7
	計	54	100.0	96	100.0	237	100.0	3	100.0	(1) 27	(100.0) 100.0
令和7年 2月1日 現 在	1級	18	34.0			4	1.7			2	7.4
	2級	4	7.5	(1) 33	(100.0) 35.5	(1) 100	(100.0) 43.1	(1)	(100.0)	(2) 7	(100.0) 26.0
	3級	5	9.4	34	36.5	83	35.8	3	100.0	6	22.2
	4級	18	34.0	17	18.3	24	10.3			6	22.2
	5級	8	15.1	4	4.3	17	7.4			1	3.7
	6級			4	4.3	2	0.9			4	14.8
	7級			1	1.1	1	0.4				
	8級					1	0.4			1	3.7
	計	53	100.0	(1) 93	(100.0) 100.0	(1) 232	(100.0) 100.0	(1) 3	(100.0) 100.0	(2) 27	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(級別の基準となる職務)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
医 療 職	医 員	医 長 診療各科の部長 診療各科の 副部長	診療各科の部長 診療各科の 副部長	医療部長 救急センター長 健診センター長 医療技術部長 薬剤部長	院 長 副院長			
一 般 職	職 員	職 員	主 事 員 主 職	係 長 主任看護師	副薬局長 室長補佐 課長補佐 看護師長	薬局長 室長 課長 看護副部長	次 長 事 参 事	部 長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有
補 正 前	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有
一般会計の制度	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和7年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		1,567,398	
ロ. 建物	12,588,712		
減価償却累計額	<u>△ 2,410,344</u>	10,178,368	
ハ. 構築物	1,530,515		
減価償却累計額	<u>△ 390,822</u>	1,139,693	
ニ. 器械備品	6,106,380		
減価償却累計額	<u>△ 4,848,963</u>	1,257,417	
ホ. 車両	8,810		
減価償却累計額	<u>△ 7,829</u>	981	
有形固定資産合計			14,143,857

(2) 無形固定資産

イ. 電話加入権		<u>3,563</u>	
無形固定資産合計			3,563

(3) 投資その他の資産

イ. 長期貸付金		292,613	
ロ. 基金		<u>212,566</u>	
投資その他の資産合計			<u>505,179</u>

固定資産合計 14,652,599

2. 流動資産

(1) 現金預金 874,818

(2) 未収金 1,157,995
貸倒引当金 △ 95,818 1,062,177

(3) 貯蔵品 71,382

流動資産合計 2,008,377

資産合計 16,660,976

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	9,543,177		
企業債合計	9,543,177	9,543,177	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	2,079,071		
引当金合計	2,079,071	2,079,071	
固定負債合計			11,622,248
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	550,156		
企業債合計	550,156	550,156	
(2) 未払金		552,730	
(3) 引当金			
イ. 賞与引当金	255,721		
ロ. 法定福利費引当金	49,114		
引当金合計	304,835	304,835	
流動負債合計			1,407,721
5. 繰延収益			
長期前受金		4,685,620	
収益化累計額		△ 3,436,876	
繰延収益合計			1,248,744
負債合計			14,278,713

資 本 の 部

6. 資本金		4,254,000
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 受贈財産評価額	140,189	
ロ. 他会計補助金	89,846	
ハ. 工事負担金	53,395	
ニ. 寄附金	98,332	
ホ. 他会計負担金	<u>649,651</u>	
資本剰余金合計		1,031,413
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	<u>2,903,150</u>	
欠損金合計		<u>2,903,150</u>
剰余金合計		<u>△ 1,871,737</u>
資本合計		<u>2,382,263</u>
負債資本合計		<u>16,660,976</u>

注記

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 8年～47年
 - 構築物 15年～50年
 - 器械備品 3年～15年
 - 車両 6年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

III 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は4,037,333千円である。

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当の支給予定はないため、退職給付引当金の取崩しはない。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として 787,293千円を支給するために、賞与引当金 224,609千円を使用し、これに伴う法定福利費として 126,349千円を支出するために、法定福利費引当金 44,663千円を使用する。

議案第144号

令和7年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	750,574千円	780千円	751,354千円
ウ 老朽管更新事業	599,959千円	564千円	600,523千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,609,020	10,498		2,619,518
第1項 営業費用	2,487,275	10,498		2,497,773

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,493,402千円」を「1,494,746千円」に改める。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	2,350,262	1,344		2,351,606
第1項 建設改良費	1,942,300	1,344		1,943,644

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	293,056	11,627	304,683

令和7年12月15日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,609,020	10,498	2,619,518	
1 営業費用	2,487,275	10,498	2,497,773	
1 原水費	866,772	528	867,300	職員給与費
2 配水及び給水費	393,058	2,528	395,586	職員給与費 2,498 児童手当 30
3 受託工事費	16,130	611	16,741	職員給与費 711 児童手当 △100
4 総係費	234,999	6,831	241,830	職員給与費 6,801 児童手当 30

資本の収入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	2,350,262	1,344	2,351,606	
1 建設改良費	1,942,300	1,344	1,943,644	
2 配水及び給水施設費	750,574	780	751,354	職員給与費 525 児童手当 255
3 老朽管更新事業費	599,959	564	600,523	職員給与費

令和7年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	7,952
	減価償却費	918,569
	退職給付引当金の増加額	11,683
	賞与引当金の増加額	1,566
	法定福利費引当金の増加額	331
	貸倒引当金の増加額	789
	特別修繕引当金の増加額	15,524
	長期前受金戻入額	△256,278
	受取利息	△1,626
	支払利息	69,903
	固定資産除却損	57,327
	未収金の減少額	29,199
	未払金の増加額	866
	たな卸資産の増加額	△15,442
	預り金の減少額	△5,072
	小 計	835,291
	利息の受取額	1,626
	利息の支払額	△69,903
	業務活動によるキャッシュ・フロー	767,014
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△2,108,062
	県補助金による収入	2,760
	一般会計からの繰入金による収入	52,160
	工事負担金による収入	87,625
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,965,517
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	763,500
	建設改良企業債の償還による支出	△407,962
	一般会計からの出資による収入	58,900
	財務活動によるキャッシュ・フロー	414,438
	資金減少額	△784,065
	資金期首残高	2,467,802
	資金期末残高	1,683,737

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 34	150,234	106,710	256,944	47,739	304,683
補正前	(7) 35	146,140	101,604	247,744	45,312	293,056
比較	(1) △1	4,094	5,106	9,200	2,427	11,627

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	
	補正後	3,153	5,114	3,226	1,290	62,140	
	補正前	3,064	4,764	3,164	1,275	58,990	
	比較	89	350	62	15	3,150	
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	14,879	1,148	13,590			
	補正前	12,747	1,332	14,098			
	比較	2,132	△184	△508			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 34	141,548	104,742	246,290	45,979	292,269
補正前	(4) 35	139,135	99,780	238,915	43,848	282,763
比較	(0) △1	2,413	4,962	7,375	2,131	9,506

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	
	補正後	2,978	5,114	2,986	1,290	60,637	
	補正前	2,923	4,764	2,964	1,275	57,557	
	比較	55	350	22	15	3,080	
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	14,829	1,148	13,590			
	補正前	12,697	1,332	14,098			
	比較	2,132	△184	△508			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 0	8,686	1,968	10,654	1,760	12,414
補正前	(3) 0	7,005	1,824	8,829	1,464	10,293
比較	(1) 0	1,681	144	1,825	296	2,121

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	175	240	1,503
	補正前	141	200	1,433
	比較	34	40	70

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,413	給与改定に伴う増減分	4,696		・令和7年度 給料の改定率 3.47% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△2,283		
手 当	4,962	給与改定に伴う増減分	2,679		
		職員の異動等に伴う増減分	2,283		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和7年11月1日現在	平均給料月額 (円)	336,249	278,359
	平均年齢 (歳、月)	44.9	42.5
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	327,133	269,200
	平均年齢 (歳、月)	44.7	44.2

(2) 初任給

区分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度		
			一般行政職(円)	技能労務職(円)	
補正後	高校卒	213,100	211,500	213,100	211,500
	大学卒	237,600	—	237,600	—
補正前	高校卒	201,000	199,000	201,000	199,000
	大学卒	225,600	—	225,600	—

(3) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1 級	2	11.1	1 級	1	6.3
	2 級	(1) 3	(100.0) 16.7	2 級	(3) 3	(100.0) 18.8
	3 級	4	22.2	3 級	5	31.2
	4 級	4	22.2	4 級	2	12.5
	5 級	2	11.1	5 級	5	31.2
	6 級	2	11.1			
	7 級	1	5.6			
	8 級					
	計	(1) 18	(100.0) 100.0	計	(3) 16	(100.0) 100.0
令和7年2月1日現在	1 級	1	5.9	1 級	1	6.3
	2 級	(1) 4	(100.0) 23.5	2 級	(3) 3	(100.0) 18.7
	3 級	3	17.6	3 級	6	37.5
	4 級	5	29.4	4 級		
	5 級	1	5.9	5 級	6	37.5
	6 級	2	11.8			
	7 級	1	5.9			
	8 級					
	計	(1) 17	(100.0) 100.0	計	(3) 16	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補 正 前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
一般会計の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和7年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434
ロ 建物	1,336,603	
減価償却累計額	<u>△ 594,999</u>	741,604
ハ 構築物	43,866,072	
減価償却累計額	<u>△ 19,562,455</u>	24,303,617
ニ 機械及び装置	3,705,981	
減価償却累計額	<u>△ 2,552,554</u>	1,153,427
ホ 車両運搬具	73,685	
減価償却累計額	<u>△ 55,821</u>	17,864
ヘ 工具、器具及び備品	136,278	
減価償却累計額	<u>△ 55,644</u>	80,634
ト 建設仮勘定		<u>183,174</u>

有形固定資産合計 27,896,754

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		30,672
ロ ソフトウェア		<u>1,658</u>

無形固定資産合計 32,330

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>200,000</u>
----------	--	----------------

投資その他の資産合計 200,000

固定資産合計 28,129,084

2 流動資産

(1) 現金預金 1,683,737

(2) 未収金 337,840
貸倒引当金 △ 85,525 252,315

(3) 貯蔵品 51,554

流動資産合計 1,987,606

資 産 合 計 30,116,690

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ	建設改良等企業債	5,454,525	
	企業債合計		5,454,525

(2) 引当金

イ	退職給付引当金	190,689	
ロ	特別修繕引当金	202,948	
	引当金合計		393,637

固定負債合計 5,848,162

4 流動負債

(1) 企業債

イ	建設改良等企業債	416,246	
	企業債合計		416,246

(2) 未払金 687,734

(3) 引当金

イ	賞与引当金	21,766	
ロ	法定福利費引当金	4,248	
	引当金合計		26,014

流動負債合計 1,129,994

5 繰延収益

長期前受金 12,679,662

収益化累計額 △ 7,222,454

繰延収益合計 5,457,208

負債合計 12,435,364

資 本 の 部

6	資本金		17,434,737
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	23,129	
	資本剰余金合計	23,129	23,129
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	223,460	
	利益剰余金合計	223,460	223,460
	剰余金合計		246,589
	資本合計		17,681,326
	負債資本合計		30,116,690

注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

取替資産 取替法

・主な耐用年数

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 6年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

施設利用権 55年

ソフトウェア 5年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は192,981千円である。

III その他

1 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として60,566千円を支給するため、賞与引当金18,771千円を使用し、これに伴う法定福利費として、11,431千円を支出するため、法定福利費引当金3,632千円を使用する。

2 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

議案第145号

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,828,434 千円	4,709 千円	2,833,143 千円
エ 雨水管渠敷設事業	704,808 千円	△1,707 千円	703,101 千円
キ ポンプ場更新事業	194,483 千円	423 千円	194,906 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業費用	3,952,016	5,310		3,957,326
第1項 営業費用	3,469,765	5,310		3,475,075

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,490,414千円」を「1,493,839千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	6,994,031	3,425		6,997,456
第1項 建設改良費	5,082,034	3,425		5,085,459

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	320,112	9,495	329,607

令和7年12月15日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	3,952,016	5,310	3,957,326	
1 営業費用	3,469,765	5,310	3,475,075	
1 污水管渠費	92,722	△396	92,326	職員給与費 △36 児童手当 △360
2 雨水管渠費	14,814	361	15,175	職員給与費
5 処理場費	90,436	913	91,349	職員給与費
6 普及促進費	43,158	△164	42,994	職員給与費
7 業務費	118,812	670	119,482	職員給与費 910 児童手当 △240
8 総係費	92,462	3,926	96,388	職員給与費 3,706 児童手当 220

資本的收入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	6,994,031	3,425	6,997,456	
1 建設改良費	5,082,034	3,425	5,085,459	
2 流域関連公共下水道 単独事業費	682,834	4,709	687,543	職員給与費 5,089 児童手当 △380
8 雨水管渠敷設単独事業 費	54,808	△1,707	53,101	職員給与費
1 3 ポンプ場更新単独 事業費	85,483	423	85,906	職員給与費

令和7年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	3,018
	減価償却費	2,018,096
	退職給付引当金の増加額	13,529
	賞与引当金の減少額	△ 164
	法定福利費引当金の減少額	△ 12
	貸倒引当金の減少額	△ 3,097
	長期前受金戻入額	△ 972,500
	支払利息	467,771
	固定資産除却損	18,231
	未収金の増加額	△ 96,993
	未払金の減少額	△ 11,713
	預り金の減少額	△ 7,576
	小計	1,428,590
	利息の支払額	△ 467,771
	業務活動によるキャッシュ・フロー	960,819
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,882,550
	無形固定資産の取得による支出	△ 273,583
	国庫補助金による収入	1,719,503
	一般会計からの繰入金による収入	268,754
	工事負担金による収入	38,050
	受益者負担金による収入	102,362
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,027,464
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	4,151,800
	建設改良企業債の償還による支出	△ 1,910,908
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,240,892
	資金減少額	△ 825,753
	資金期首残高	1,989,570
	資金期末残高	1,163,817

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 36	161,839	116,684	278,523	51,084	329,607
補正前	(7) 36	159,026	111,434	270,460	49,652	320,112
比較	(0) 0	2,813	5,250	8,063	1,432	9,495

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	3,415	4,796	3,810	1,457	67,270
	補正前	3,365	5,544	3,932	2,375	65,082
	比較	50	△748	△122	△918	2,188
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	14,532	3,708	17,450		
	補正前	11,549	3,228	16,113		
	比較	2,983	480	1,337		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	36	147,124	112,621	259,745	48,041	307,786
補正前	36	143,185	107,103	250,288	46,311	296,599
比較	0	3,939	5,518	9,457	1,730	11,187

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	3,117	4,796	3,222	1,457	64,222
	補正前	3,045	5,544	3,290	2,375	61,842
	比較	72	△748	△68	△918	2,380
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	14,403	3,708	17,450		
	補正前	11,420	3,228	16,113		
	比較	2,983	480	1,337		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 0	14,715	4,063	18,778	3,043	21,821
補正前	(7) 0	15,841	4,331	20,172	3,341	23,513
比較	(0) 0	△1,126	△268	△1,394	△298	△1,692

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の内訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	298	588	3,048
	補正前	320	642	3,240
	比較	△22	△54	△192

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,939	給与改定に伴う増減分	4,613		・令和7年度 給料の改定率 3.23% ・給与改定の実施時期 令和7年4月1日
		職員の異動等に伴う増減分	△674		
手 当	5,518	給与改定に伴う増減分	2,817		
		職員の異動等に伴う増減分	2,701		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和7年11月1日現在	平均給料月額 (円)	346,652	316,860
	平均年齢 (歳、月)	44.1	43.8
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	336,735	310,360
	平均年齢 (歳、月)	43.3	44.4

(2) 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度		
			一般行政職(円)	技能労務職(円)	
補正後	高校卒	213,100	211,500	213,100	211,500
	大学卒	237,600	—	237,600	—
補正前	高校卒	201,000	199,000	201,000	199,000
	大学卒	225,600	—	225,600	—

(3) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	1 級	3	9.7	1 級		
	2 級	5	16.1	2 級	2	40.0
	3 級	7	22.6	3 級		
	4 級	5	16.1	4 級	1	20.0
	5 級	4	12.9	5 級	2	40.0
	6 級	6	19.4			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0
令和7年2月1日現在	1 級	2	6.5	1 級	2	40.0
	2 級	6	19.3	2 級		
	3 級	8	25.8	3 級		
	4 級	7	22.6	4 級		
	5 級	2	6.5	5 級	3	60.0
	6 級	5	16.1			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		
補 正 前	(1.20)	(1.20)	(2.40)	有	
	2.30	2.30	4.60		
一般会計の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	
	2.30	2.35	4.65		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和7年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855	
ロ 建物	957,704		
減価償却累計額	<u>△214,096</u>	743,608	
ハ 構築物	73,404,676		
減価償却累計額	<u>△18,500,327</u>	54,904,349	
ニ 機械及び装置	1,971,292		
減価償却累計額	<u>△1,141,955</u>	829,337	
ホ 車両運搬具	12,799		
減価償却累計額	<u>△7,609</u>	5,190	
ヘ 工具、器具及び備品	44,667		
減価償却累計額	<u>△20,460</u>	24,207	
ト 建設仮勘定		<u>318,873</u>	
汚水有形固定資産合計			57,201,419

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092	
ロ 建物	2,944,442		
減価償却累計額	<u>△1,085,384</u>	1,859,058	
ハ 構築物	7,314,411		
減価償却累計額	<u>△2,652,699</u>	4,661,712	
ニ 機械及び装置	7,426,410		
減価償却累計額	<u>△3,620,917</u>	3,805,493	
ホ 工具、器具及び備品	4,920		
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	1,337	
ヘ 建設仮勘定		<u>1,117,262</u>	
雨水有形固定資産合計			12,470,954

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,739,664	
ロ 電話加入権		75	
ハ ソフトウェア		<u>355</u>	
汚水無形固定資産合計			<u>8,740,094</u>

固定資産合計

78,412,467

2	流動資産		
(1)	現金預金		1,163,817
(2)	未収金	490,515	
	貸倒引当金	<u>△5,486</u>	<u>485,029</u>
	流動資産合計		<u>1,648,846</u>
	資 産 合 計		<u><u>80,061,313</u></u>
		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>35,288,494</u>	
	企業債合計		35,288,494
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	<u>201,524</u>	
	引当金合計		<u>201,524</u>
	固定負債合計		35,490,018
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>1,980,259</u>	
	企業債合計		1,980,259
(2)	未払金		1,055,584
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	22,687	
ロ	法定福利費引当金	<u>4,451</u>	
	引当金合計		<u>27,138</u>
	流動負債合計		3,062,981
5	繰延収益		
	長期前受金		47,276,042
	収益化累計額		<u>△15,298,729</u>
	繰延収益合計		<u>31,977,313</u>
	負 債 合 計		<u><u>70,530,312</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		8,470,727
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	146,474	
ロ	他会計負担金	282,198	
ハ	周辺環境整備事業負担金	53,565	
ニ	補助金	216,649	
ホ	その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
	資本剰余金合計		774,737
(2)	利益剰余金		
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>285,537</u>	
	利益剰余金合計		<u>285,537</u>
	剰余金合計		<u>1,060,274</u>
	資本合計		<u>9,531,001</u>
	負債資本合計		<u><u>80,061,313</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 5年～50年

機械及び装置 5年～35年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は35,912,704千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の処理
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,109,460	354,553	0	1,464,013
営業費用	2,742,091	629,322	0	3,371,413
営業損益	△1,632,631	△274,769	0	△1,907,400
経常損益	3,018	0	0	3,018
セグメント資産	66,182,022	12,470,954	1,408,337	80,061,313
セグメント負債	59,247,331	11,282,981	0	70,530,312
その他の項目				
他会計繰入金	1,374,232	411,630	0	1,785,862
減価償却費	1,549,918	468,178	0	2,018,096
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,595,402	1,560,731	0	6,156,133

IV その他

1 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として67,426千円を支給するため、賞与引当金21,656千円を使用し、これに伴う法定福利費として13,240千円を支出するため、法定福利費引当金4,215千円を使用する。

2 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権3,172千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金3,097千円を使用する。

令和7年度 12月補正予算の概要（その2）

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第5号）

補正状況

補正前の予算額	62,253,610
補正予算額	236,857

計	62,490,467
---	------------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整
（特別会計への繰出金の調整を含む）

給与改定の内容

給料表平均改定率	+3.3%
期末手当支給率	+0.025月
勤勉手当支給率	+0.025月

2 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	12,477,281
補正予算額	5,065

計	12,482,346
---	------------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

3 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	3,885,457
補正予算額	▲3,699

計	3,881,758
---	-----------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

4 介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正状況

補正前の予算額	15,618,029
補正予算額	2,432

計	15,620,461
---	------------

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

5 観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額 574,538

補正予算額 906

計 575,444

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

6 病院事業会計補正予算（第2号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額 8,890,989

補正予定額 169,812

計 9,060,801

人事院勧告に準拠した給与改定。

7 水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額 2,609,020

補正予定額 10,498

計 2,619,518

【資本的支出】

既決予定額 2,350,262

補正予定額 1,344

計 2,351,606

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

8 下水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額 3,952,016

補正予定額 5,310

計 3,957,326

【資本的支出】

既決予定額 6,994,031

補正予定額 3,425

計 6,997,456

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

議案第 146 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同条ただし書中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		

21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			

99	309,500	360,200				
100	309,900	360,600				
101	310,100	361,100				
102	310,400	361,500				
103	310,700	361,900				
104	311,000	362,300				
105	311,200	362,800				
106	311,500	363,200				
107	311,800	363,500				
108	312,100	363,800				
109	312,300	364,200				
110	312,600					
111	313,000					
112	313,300					
113	313,500					
114	313,700					
115	314,000					
116	314,400					
117	314,600					
118	314,800					
119	315,100					
120	315,400					
121	315,700					
122	315,900					
123	316,200					
124	316,500					

	125		316,800						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の

107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「392,000円」を「405,000円」に改め、同表2の項中「440,000円」を「455,000円」に改め、同表3の項中「492,000円」を「508,000円」に改め、同表4の項中「555,000円」を「574,000円」に改め、同表5の項中「634,000円」を「655,000円」に改め、同表6の項中「740,000円」を「765,000円」に改め、同表7の項中「864,000円」を「893,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第10条第1項の表1の項中「192,000円」を「200,300円」に改め、同表2の項中「219,500円」を「227,800円」に改め、同表3の項中「260,000円」を「269,500円」に改め、同表4の項中「279,700円」を「290,100円」に改め、同表5の項中「294,900円」を「305,700円」に改め、同表6の項中「320,600円」を「331,900円」に改め、同表7の項中「362,700円」を「374,800円」に改め、同表8の項中「396,200円」を「409,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第8条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第15条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第15条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700

4	199, 200	246, 100
5	200, 300	247, 500
6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400

30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300

56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600

82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800

108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与

及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(説 明)

これは、人事院勧告に準じ、職員の給料月額、宿日直手当の上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに議員等の期末手当の支給割合を改めるため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第20条 略 (宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で任命権者が別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>7,050円</u>)を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>2万3,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第22条～第24条 略 (期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前</p>	<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第20条 略 (宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で任命権者が別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>)を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>2万2,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第22条～第24条 略 (期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前</p>

項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)、12月に支給する場

項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

<p>合には100分の52.5(特定管理職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第29条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙1</p> <p>別表第2 略</p>	<p>3～5 略</p> <p>第29条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙2</p> <p>別表第2 略</p>
---	--

伊勢市職員給与条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第24条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>(その職務の級が7級以上である職員(第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の106.25</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第26条・第27条 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>第1条～第24条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>(その職務の級が7級以上である職員(以下この項及び第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第26条・第27条 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定管理職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 略

第29条～第40条 略

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

第29条～第40条 略

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係)

改正後	改正前
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略

(特定任期付職員の給与の特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

2～4 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

級	給料月額
---	------

(特定任期付職員の給与の特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

2～4 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

級	給料月額
---	------

	第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員		第4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
1	200,300円	第3項の規定により算定した額	1	192,000円	第3項の規定により算定した額
2	227,800円		2	219,500円	
3	269,500円		3	260,000円	
4	290,100円		4	279,700円	
5	305,700円		5	294,900円	
6	331,900円		6	320,600円	
7	374,800円		7	362,700円	
8	409,200円		8	396,200円	
2・3 略 第11条・第12条 略			2・3 略 第11条・第12条 略		

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 略 （特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。） 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>第10条～第12条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 （特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。） 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>第10条～第12条 略</p>

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則 第1条・第2条 略</p>	<p>第1章 総則 第1条・第2条 略</p>

第2章 フルタイム会計年度任用職員
(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

第4条～第7条 略
(期末手当)

第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」と読み替えるものとする。

2～4 略
(勤勉手当)

第8条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の51.25」と読み替えるものとする。

2 略

第9条・第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第11条 略
(基本報酬)

第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週

第2章 フルタイム会計年度任用職員
(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

第4条～第7条 略
(期末手当)

第8条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と読み替えるものとする。

2～4 略
(勤勉手当)

第8条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の50」と読み替えるものとする。

2 略

第9条・第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第11条 略
(基本報酬)

第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週

間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2～4 略

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人

間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第13条・第14条 略

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2～4 略

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第28条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人

事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の51.25」と、同条第3項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2 略

第16条～第19条 略

第4章 補則

第20条～第25条 略

別表第1(第3条関係)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000

事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2 略

第16条～第19条 略

第4章 補則

第20条～第25条 略

別表第1(第3条関係)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400

<u>22</u>	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
<u>55</u>	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
<u>57</u>	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
<u>61</u>	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
<u>62</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
<u>63</u>	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
<u>64</u>	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
<u>65</u>	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
<u>66</u>	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
<u>67</u>	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>

<u>68</u>	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
<u>69</u>	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
<u>70</u>	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
<u>71</u>	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
<u>72</u>	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
<u>73</u>	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
<u>74</u>	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
<u>75</u>	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
<u>76</u>	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
<u>77</u>	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
<u>78</u>	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
<u>79</u>	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
<u>80</u>	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
<u>81</u>	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
<u>82</u>	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
<u>83</u>	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
<u>84</u>	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
<u>85</u>	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
<u>86</u>	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
<u>87</u>	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
<u>88</u>	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>
<u>89</u>	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
<u>90</u>	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
<u>91</u>	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
<u>92</u>	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
<u>93</u>	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
<u>94</u>		<u>308,000</u>	<u>94</u>		<u>299,400</u>
<u>95</u>		<u>308,300</u>	<u>95</u>		<u>299,700</u>
<u>96</u>		<u>308,700</u>	<u>96</u>		<u>300,100</u>
<u>97</u>		<u>308,900</u>	<u>97</u>		<u>300,300</u>
<u>98</u>		<u>309,200</u>	<u>98</u>		<u>300,600</u>
<u>99</u>		<u>309,500</u>	<u>99</u>		<u>301,000</u>
<u>100</u>		<u>309,900</u>	<u>100</u>		<u>301,400</u>
<u>101</u>		<u>310,100</u>	<u>101</u>		<u>301,600</u>
<u>102</u>		<u>310,400</u>	<u>102</u>		<u>301,900</u>
<u>103</u>		<u>310,700</u>	<u>103</u>		<u>302,200</u>
<u>104</u>		<u>311,000</u>	<u>104</u>		<u>302,500</u>
<u>105</u>		<u>311,200</u>	<u>105</u>		<u>302,700</u>
<u>106</u>		<u>311,500</u>	<u>106</u>		<u>303,000</u>
<u>107</u>		<u>311,800</u>	<u>107</u>		<u>303,300</u>
<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>108</u>		<u>303,600</u>
<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>109</u>		<u>303,800</u>
<u>110</u>		<u>312,600</u>	<u>110</u>		<u>304,200</u>
<u>111</u>		<u>313,000</u>	<u>111</u>		<u>304,600</u>
<u>112</u>		<u>313,300</u>	<u>112</u>		<u>304,900</u>
<u>113</u>		<u>313,500</u>	<u>113</u>		<u>305,100</u>

<u>114</u>		<u>313,700</u>	<u>114</u>		<u>305,300</u>
<u>115</u>		<u>314,000</u>	<u>115</u>		<u>305,600</u>
<u>116</u>		<u>314,400</u>	<u>116</u>		<u>306,000</u>
<u>117</u>		<u>314,600</u>	<u>117</u>		<u>306,200</u>
<u>118</u>		<u>314,800</u>	<u>118</u>		<u>306,400</u>
<u>119</u>		<u>315,100</u>	<u>119</u>		<u>306,700</u>
<u>120</u>		<u>315,400</u>	<u>120</u>		<u>307,000</u>
<u>121</u>		<u>315,700</u>	<u>121</u>		<u>307,400</u>
<u>122</u>		<u>315,900</u>	<u>122</u>		<u>307,600</u>
<u>123</u>		<u>316,200</u>	<u>123</u>		<u>307,900</u>
<u>124</u>		<u>316,500</u>	<u>124</u>		<u>308,200</u>
<u>125</u>		<u>316,800</u>	<u>125</u>		<u>308,500</u>
別表第2 略			別表第2 略		

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、</p>	<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。</p>

引き続き議会の議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 第7条 略	(1)～(4) 略 第7条 略
---	--------------------

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 第7条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議会の議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略 第7条 略</p>

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第8条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略

<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>
---	---

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第9条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第10条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（第11条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支給する。</p>

<p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>
---	--

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第12条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の230を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（第13条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (手当の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

別表第1 (第2条関係)
一般職給料表

改正後

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			

	<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					
	<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					
	<u>110</u>		<u>312,600</u>						
	<u>111</u>		<u>313,000</u>						
	<u>112</u>		<u>313,300</u>						
	<u>113</u>		<u>313,500</u>						
	<u>114</u>		<u>313,700</u>						
	<u>115</u>		<u>314,000</u>						
	<u>116</u>		<u>314,400</u>						
	<u>117</u>		<u>314,600</u>						
	<u>118</u>		<u>314,800</u>						
	<u>119</u>		<u>315,100</u>						
	<u>120</u>		<u>315,400</u>						
	<u>121</u>		<u>315,700</u>						
	<u>122</u>		<u>315,900</u>						
	<u>123</u>		<u>316,200</u>						
	<u>124</u>		<u>316,500</u>						
	<u>125</u>		<u>316,800</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>

別表第1 (第2条関係)
一般職給料表

改正前

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			

51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			

	<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
	<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
	<u>110</u>		<u>304,200</u>						
	<u>111</u>		<u>304,600</u>						
	<u>112</u>		<u>304,900</u>						
	<u>113</u>		<u>305,100</u>						
	<u>114</u>		<u>305,300</u>						
	<u>115</u>		<u>305,600</u>						
	<u>116</u>		<u>306,000</u>						
	<u>117</u>		<u>306,200</u>						
	<u>118</u>		<u>306,400</u>						
	<u>119</u>		<u>306,700</u>						
	<u>120</u>		<u>307,000</u>						
	<u>121</u>		<u>307,400</u>						
	<u>122</u>		<u>307,600</u>						
	<u>123</u>		<u>307,900</u>						
	<u>124</u>		<u>308,200</u>						
	<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

議案第147号

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、350,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,841,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月15日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	3 児童福祉費	物価高騰対応 子育て応援手当支給事業	17,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
水道事業会計繰出金 (水道基本料金減免分)	自 令和7年度 至 令和8年度	366,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	10,796,967	350,658	11,147,625
歳入合計	62,490,467	350,658	62,841,125

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	24,252,816	350,658	24,603,474
歳出合計	62,490,467	350,658	62,841,125

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
350,658				
350,658				

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	10,796,967	350,658	11,147,625
	2	国庫補助金	3,573,578	350,658	3,924,236
		2 民生費国庫補助金	500,011	350,658	850,669

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	350,658	1 物価高騰対応子育て応援手当支給事業費国補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 3 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	24,252,816	350,658	24,603,474	350,658	
	3	児童福祉費	9,005,972	350,658	9,356,630	350,658	
		1 児童福祉総務費	1,314,469	350,658	1,665,127	国庫支出金 350,658	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	936	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 350,658 (1) 物価高騰対応子育て応援手当支給事業 (350,658)
3 職員手当等	1,080	
4 共済費	140	
8 旅費	20	
10 需用費	626	
11 役務費	2,944	
12 委託料	4,912	
18 負担金、補助及び交付金	340,000	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,068) 1,043	1,906,962	4,126,743	3,043,122	9,076,827	1,680,931	10,757,758	
補正前	(1,067) 1,043	1,906,026	4,126,743	3,042,042	9,074,811	1,680,791	10,755,602	
比 較	(1) 0	936	0	1,080	2,016	140	2,156	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	380,869
	補正前	379,789
	比 較	1,080

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(46) 1,024		4,092,729	2,734,123	6,826,852	1,342,030	8,168,882	
補正前	(46) 1,024		4,092,729	2,733,043	6,825,772	1,342,030	8,167,802	
比 較	(0) 0		0	1,080	1,080	0	1,080	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	378,520
	補正前	377,440
	比 較	1,080

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,022) 19	1,906,962	34,014	308,999	2,249,975	338,901	2,588,876	
補正前	(1,021) 19	1,906,026	34,014	308,999	2,249,039	338,761	2,587,800	
比 較	(1) 0	936	0	0	936	140	1,076	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	1,080	その他の増減分	1,080	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
水道事業会計繰出金(水道基本料金減免分)	366,000			自 R 7 至 R 8	366,000	366,000			

令和7年度 12月補正予算の概要（その3）

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第6号）

補正状況		
補正前の予算額		62,490,467
補正予算額		350,658
計		62,841,125

2 一般会計補正予算編成内容

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、物価高騰の影響を受けている市民の生活や事業所を支援する。

(1) 実施事業

- 1【子育て応援課】 **物価高騰対応子育て応援手当支給事業** **350,658**
 児童手当受給者に対し、子育て応援手当を支給する。
 金額：こども1人当たり2万円
 【財源】物価高騰対応子育て応援手当支給事業費国補助金 10/10
- 2【料金課】【財政課】 **水道事業会計繰出金（水道基本料金減免分）** **債務負担行為**
 水道基本料金を減免する。 **R7～R8**
 期間：6か月分（令和8年4月請求分から） **366,000**
 【財源】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10

※実施事業に関連して繰越明許費の補正（追加）

物価高騰対応子育て応援手当支給事業 17,000

議案第148号

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要 オ 雨水管渠更新事業	195,000 千円	300,000 千円	495,000 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	5,503,617	300,000	5,803,617	
第1項 企業債	3,518,300	150,000	3,668,300	
第4項 国庫補助金	1,579,500	150,000	1,729,500	

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	6,997,456	300,000	7,297,456	
第1項 建設改良費	5,085,459	300,000	5,385,459	

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	2,269,800	2,419,800

令和7年12月17日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的收入及び支出

(単位 千円)

		収		入	
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 資本的收入	5,503,617	300,000	5,803,617		
1 企業債	3,518,300	150,000	3,668,300		
1 公共下水道事業債	2,281,100	150,000	2,431,100	流域関連公共下水道事業債 雨水事業	
4 国庫補助金	1,579,500	150,000	1,729,500		
1 公共下水道事業費 国補助金	1,579,500	150,000	1,729,500	流域関連公共下水道事業費国補助金 雨水事業	

(単位 千円)

		支		出	
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 資本的支出	6,997,456	300,000	7,297,456		
1 建設改良費	5,085,459	300,000	5,385,459		
9 雨水管渠更新補助 事業費	189,000	300,000	489,000	委託料 工事請負費	30,000 270,000

令和7年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	3,018
	減価償却費	2,018,096
	退職給付引当金の増加額	13,529
	賞与引当金の減少額	△ 164
	法定福利費引当金の減少額	△ 12
	貸倒引当金の減少額	△ 3,097
	長期前受金戻入額	△ 972,500
	支払利息	467,771
	固定資産除却損	18,231
	未収金の増加額	△ 96,993
	未払金の減少額	△ 11,713
	預り金の減少額	△ 7,576
	小計	1,428,590
	利息の支払額	△ 467,771
	業務活動によるキャッシュ・フロー	960,819
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,155,278
	無形固定資産の取得による支出	△ 273,583
	国庫補助金による収入	1,842,231
	一般会計からの繰入金による収入	268,754
	工事負担金による収入	38,050
	受益者負担金による収入	102,362
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,177,464
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	4,301,800
	建設改良企業債の償還による支出	△ 1,910,908
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,390,892
	資金減少額	△ 825,753
	資金期首残高	1,989,570
	資金期末残高	1,163,817

令和7年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855	
ロ 建物	957,704		
減価償却累計額	<u>△214,096</u>	743,608	
ハ 構築物	73,404,676		
減価償却累計額	<u>△18,500,327</u>	54,904,349	
ニ 機械及び装置	1,971,292		
減価償却累計額	<u>△1,141,955</u>	829,337	
ホ 車両運搬具	12,799		
減価償却累計額	<u>△7,609</u>	5,190	
ヘ 工具、器具及び備品	44,667		
減価償却累計額	<u>△20,460</u>	24,207	
ト 建設仮勘定		<u>318,873</u>	
汚水有形固定資産合計			57,201,419

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092	
ロ 建物	2,944,442		
減価償却累計額	<u>△1,085,384</u>	1,859,058	
ハ 構築物	7,559,866		
減価償却累計額	<u>△2,652,699</u>	4,907,167	
ニ 機械及び装置	7,426,410		
減価償却累計額	<u>△3,620,917</u>	3,805,493	
ホ 工具、器具及び備品	4,920		
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	1,337	
ヘ 建設仮勘定		<u>1,144,535</u>	
雨水有形固定資産合計			12,743,682

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,739,664	
ロ 電話加入権		75	
ハ ソフトウェア		<u>355</u>	
汚水無形固定資産合計			<u>8,740,094</u>

固定資産合計

78,685,195

2	流動資産		
(1)	現金預金		1,163,817
(2)	未収金	490,515	
	貸倒引当金	<u>△5,486</u>	<u>485,029</u>
	流動資産合計		<u>1,648,846</u>
	資 産 合 計		<u><u>80,334,041</u></u>
		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>35,438,494</u>	
	企業債合計		35,438,494
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	<u>201,524</u>	
	引当金合計		<u>201,524</u>
	固定負債合計		35,640,018
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良等企業債	<u>1,980,259</u>	
	企業債合計		1,980,259
(2)	未払金		1,055,584
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	22,687	
ロ	法定福利費引当金	<u>4,451</u>	
	引当金合計		<u>27,138</u>
	流動負債合計		3,062,981
5	繰延収益		
	長期前受金		47,398,770
	収益化累計額		<u>△15,298,729</u>
	繰延収益合計		<u>32,100,041</u>
	負 債 合 計		<u><u>70,803,040</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		8,470,727
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	146,474	
ロ	他会計負担金	282,198	
ハ	周辺環境整備事業負担金	53,565	
ニ	補助金	216,649	
ホ	その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
	資本剰余金合計		774,737
(2)	利益剰余金		
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>285,537</u>	
	利益剰余金合計		<u>285,537</u>
	剰余金合計		<u>1,060,274</u>
	資本合計		<u>9,531,001</u>
	負債資本合計		<u><u>80,334,041</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 5年～50年

機械及び装置 5年～35年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は36,059,254千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の処理
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,109,460	354,553	0	1,464,013
営業費用	2,742,091	629,322	0	3,371,413
営業損益	△1,632,631	△274,769	0	△1,907,400
経常損益	3,018	0	0	3,018
セグメント資産	66,182,022	12,743,682	1,408,337	80,334,041
セグメント負債	59,247,331	11,555,709	0	70,803,040
その他の項目				
他会計繰入金	1,374,232	411,630	0	1,785,862
減価償却費	1,549,918	468,178	0	2,018,096
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,595,402	1,833,459	0	6,428,861

IV その他

1 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として67,426千円を支給するため、賞与引当金21,656千円を使用し、これに伴う法定福利費として13,240千円を支出するため、法定福利費引当金4,215千円を使用する。

2 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権3,172千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金3,097千円を使用する。

令和7年度 12月補正予算の概要（その4）

（単位：千円）

1 下水道事業会計補正予算（第2号）

補正状況

【資本的収入】

既決予定額 5,503,617

補正予定額 300,000

計 5,803,617

【資本的支出】

既決予定額 6,997,456

補正予定額 300,000

計 7,297,456

下水道管路の全国特別重点調査に基づき、緊急に実施すべき雨水管渠の更新に要する経費を計上。